

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の策定

厚生労働大臣は、事業主が講ずべき高年齢者雇用確保措置の実施及び運用（心身の故障のため業務の遂行に堪えない者等の継続雇用制度における取扱いを含む。）に関する指針を定めるものとする。

（第九条第三項関係）

第二 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。